

○ 工学院大学教育開発センター規程

平成 20 年 11 月 21 日

(設置)

第1条 本学にて工学院大学教育開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学の学士課程教育の改革と質の向上を実現するため、全学的な教育方針と教育施策の企画・開発及び教育改善に係る情報収集・研究を継続的に行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を実現するため次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育の理念、将来構想の提言に関すること
 - (2) 全学に共通する教育システムの企画及び開発に関すること
 - (3) 教育改善に関わる調査・研究に関すること
 - (4) F D の企画提案、実施に関すること
 - (5) 教育評価に関する企画提案、実施に関すること
 - (6) J A B E E の推進、運用に関すること
 - (7) (1)から(6)に関する学長の諮問に応えること
 - (8) (1)から(6)に関する学部学科等からの提案事項を検討すること
 - (9) (1)から(6)に関する事項の学内への周知、及び学内各所からの意見聴取
 - (10) その他教育支援に関すること
- 2 前項の目的を達成するために、センターに部会等を置くことができる。

(センターの職員)

第4条 センターにセンター所長、センター員及び主幹を置く。

- 2 前項のセンター所長は、教務部長が務める。
- 3 第1項のセンター員は、学長が指名する次の職員で構成する。
 - (1) 副学長、学長補佐の中から若干名
 - (2) 教育職員 数名
 - (3) 教務部事務部長又は教務部事務次長
 - (4) 教務部事務職員から若干名
- 4 前項第2号の教育職員の中から学長が指名する者若干名を主幹とする。

(センター所長)

第5条 センター所長は、センターの業務をつかさどる。

- 2 センター所長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ学長が指名した教授がセンター所長の職務を代理し、又は職務を行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授総会の議を経て、常務理事会で行う。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。